

## 新潟市指定給水装置工事事業者表彰要綱

平成21年12月10日制定

平成22年 3月25日改正

平成23年 4月 1日改正

平成23年 5月 2日改正

平成25年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 7年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の施工技術の向上及び意欲の高揚をはかるため行う指定工事事業者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事事業者のうち特に工事实績等が優秀なものを表彰し、記念品を贈呈することができる。

2 管理者が特に必要と認めた場合は、指定工事事業者等で構成される団体を表彰することができる。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、事業を行う事業所の所在地が新潟市内である指定工事事業者で、表彰を行う年度の前年度において、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 水道管布設工事の施工内容が優秀で、他の模範になると認められるもの
- (2) 水道管路施設の非常時対応等、本市水道事業の運営に多大な貢献があったと認められるもの
- (3) 給水装置工事の施工内容が優秀で、他の模範になると認められるもの

2 前項に規定するものの他、管理者が特に表彰に値すると認めたものを表彰することができる。

(表彰選考委員会の設置)

第4条 表彰に関し、公正な選考を行うため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 表彰の審議に関すること。
- (2) 表彰の資格及び選考方法に関すること。
- (3) その他表彰に関すること。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、技術部長をもって充てる。
- 3 委員は、技術管理室長、管路課長、給水装置課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長及び西蒲工事事務所長とする。

(委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第10条 委員長は、委員会において議決された事項を管理者に報告するものとする。

(表彰の決定)

第11条 管理者は、委員会の報告に基づき、被表彰者（以下「受賞者」という。）を決定する。

(表彰の取消し)

第12条 受賞者に、受賞後の1年間において社会的及び道義的に著しく不適切であると認められる行為があった場合は、表彰を取消す。

2 前項に規定する行為の認定及び表彰の取消しについては、委員会で審議を行い、管理者がこれを決定する。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、給水装置課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指定工事事業者の表彰に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。